労審発第 887 号 平成29年1月6日

厚生労働大臣



平成29年1月5日付け厚生労働省発職0105第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙1「記」及び別紙2「記」のとおり。

平成 29 年 1 月 6 日

労働政策審議会 会長 樋口 美雄 殿

労働政策審議会 職業安定分科会 分科会長 阿部 正浩

「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱」について

平成 29 年 1 月 5 日付け厚生労働省発職 0105 第 1 号をもって労働政策審議会 に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙1-1「記」及び別紙1-2「記」のとおり。

平成 29 年 1 月 6 日

労働政策審議会職業安定分科会 分科会長 阿部 正浩 殿

> 労働政策審議会職業安定分科会 雇用保険部会 部会長 岩村 正彦

「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱」について

平成29年1月5日付け厚生労働省発職0105第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。

平成 29 年 1 月 5 日

労働政策審議会 職業安定分科会 分科会長 阿部 正浩 殿

> 労働政策審議会 職業安定分科会 労働力需給制度部会 部会長 鎌田 耕一

「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱」について

平成29年1月5日付け厚生労働省発職0105第1号をもって労働政策審議会 に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。

平成 29 年 1 月 6 日

労働政策審議会 会長 樋口 美雄 殿

> 雇用均等分科会 分科会長 田島 優子

「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱」について

平成 29 年 1 月 5 日付け厚生労働省発職 0105 第 1 号をもって労働政策審議会 に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

本分科会は、厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。